



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

所長
コラム

震災の教訓は活かされているのか

この度、発生した熊本地震により犠牲になられた被災者の皆様に対し心よりご冥福をお祈り申し上げますと共に家屋倒壊等により負傷された方々にお見舞い申し上げます。

そして一日も早くご快復されると共に、被害から立ち上がりられ復旧・復活を果たされますことを遠くから、大したご支援を出来ることなく只々お祈り申し上げる次第であります。

ところで80才を超えて若いとは到底申せぬ歳となりましたが、ここ数年の間に起こる大震災はそれぞれ発生の態様に特色があって、防災や対策がズレを生じ、被害がより大きな現実となっていないかと思えて仕方がありません。小規模地震を外すのは適当ではないかも分かりませんが、兵庫県南部を襲った阪神淡路大震災の火災は第二次大戦における空襲戦火を彷彿とさせましたし、東日本大震災は津波と原発事故を誘発しました。

そしてこの度の熊本大震災においては1,100回を超す群発地震に伴う家屋倒壊による人的・物的被害に大きな特色が見られ、これまでのところ、その発生態様に合わせて多少の訓練をして対策を立てても自然の破壊力には到底防ぎきれないことは明白であり、組織的には無力であるとしが言いようがありません。

昨年の2月に私どもの業界の月間広報誌に阪神淡路大震災から20年と東日本大震災から5年の節目を機に、双方の地元役員経験者2名ずつが出席して「大震災を振り返って」との座談会が催され、一員として参加しそれなりの意見交換をして来ましたが、生々しい記憶も少し薄れ気味で反省事項や後世への教訓など様々な話題が出たものの、終わってみたら大きな成果を望むことには無理があったのではと反省しきりでした。

この座談会を機に一体どれ位の防災に関する書物が発売されていて、また、政府としてどのように防災対策に取り組んでいるのかを表す書物を探してみたのですが、防災関連の書物は書店に4~5冊ほどしかなく、国が力を入れているようなものは特になかったということをおし述べておきます。日本のどこで、いつ大地震が起きてもおかしくはない昨今、各自で出来る限りの準備と対策をしておくしかないのかもしれないかもしれません。



情報

P2

義援金に関する税務上の取扱いについて

平成28年4月の熊本地震により被害を受けられた方を支援するために、熊本県下や大分県下の災害対策本部等に義援金や寄附金（以下「義援金」といいます。）を支払った場合の税務上の取扱いや、募金団体に対して支払う義援金が国等に対する寄附金（特定寄附金）として取り扱われるための確認手続等につきまして、照会の多い事例を取りまとめましたので、参考として下さい。

① 熊本県下や大分県下の災害対策本部、日本赤十字社の「平成28年熊本地震災害義援金」口座に義援金を支払った場合

<個人>

「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。

<法人（会社）>

「国等に対する寄附金」に該当し、全額が損金算入可能です。

（注）日本赤十字社に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されるものでないもの（財務大臣が指定する寄附金に該当しないものに限りません。）につきましては、特定公益増進法人に対する寄附金に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

② 法人（会社）が得意先に災害見舞金を支払った場合

被災前の取引関係の維持などを目的として支払った災害見舞金は交際費等に該当せず、損金算入可能です。

③ 法人（会社）が自社製品等を被災者に提供する場合

被災者救援のために行う自社製品等の提供費用は、交際費や寄附金に該当することなく広告宣伝費に準ずる費用として損金算入可能です。

寄付をされた場合には以下のような書類を保管して下さい。

- ① 熊本県下や大分県下の災害対策本部が発行する受領証 ② 募金団体の預り証
③ 郵便振替で支払った場合の半券（受領証）④ 銀行振込みで支払った場合の振込票の控え（③、④はその振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限りません。） （次ページへ続く）

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



(前ページから続き)

P3

ふるさと納税を活用した寄附も増えているようです。返礼品は自治体によりますが、ないかあっても辞退されるケースが多いとのこと。また、被災地とは別の自治体が被災地向けの寄附を募集することで、ふるさと納税の事務手続きを代行する動きも広がっています。情報サイト「ふるさとチョイス」を運営するトラストバンク（東京都）によると、全国で20を超える県や市町村が被災地への支援金として寄附金を募り、計3億円超の申し込みがあったということです。



ふるさと納税体験記（マイナンバー導入後）

2015年9月号のハクションレターを参考に、初めてふるさと納税をした職員の中の1人です。

今年も素敵な品物が出ているので、早速挑戦！（去年は駆け込みで行ったので、今年は計画的に行おうという魂胆です）

マイナンバー法が施行された事によりワンストップ特例の申告特例申請書がどのように変わっているのか興味があったので、申告特例申請書が手元に届くようにしたところ、記入して郵送するだけで完了していた手続きが少々複雑になっています。

ワンストップ特例を利用しようとする、申告特例申請書と一緒に①・②・③ いずれかの書類を同封することになります。

	番号確認用		身元確認用
①	個人番号カード(表面)のコピー 通知カードのコピー	+	個人番号カード(裏面)のコピー 運転免許証
②	OR 個人番号の記載されている住民票のコピー 通知カードのコピー	+	パスポート (いずれか1点のコピー)
③	OR 個人番号の記載させている住民票のコピー	+	健康保険証 年金手帳 提出先自治体が認める公的書類 (いずれか2点のコピー)

寄附の都度、申告特例申請書を記入し必要書類と共に寄附先の自治体に提出することになり、間違った書類を郵送してしまうと寄附金控除が受けられなくなってしまいますので、注意が必要です。そのため複数回の寄附を予定されている方は、まだ先のことではありますが、確定申告での税額控除がお勧めになりそうです。
(記事担当：友井)

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX